

第 13 章 廃棄物

社会経済の進展や生活様式の変化により、廃棄物は年々増加し、環境に対しても様々な影響を与えるようになった。

このため、廃棄物の処理責任を明確にするとともに処理体系を整備し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、昭和 45 年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）が制定された。

廃掃法では、廃棄物は排出体系から一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理（一般・産業）廃棄物に分類される。このうち、一般廃棄物は家庭などから排出されるごみや尿とされ、産業廃棄物は事業活動に伴って発生する燃え殻、汚泥など 20 種類に限定している。特別管理廃棄物とは爆発性、毒性、感染性等の有害特性を有し、人の健康や生活環境に係る被害が生じるおそれのある廃棄物である。

また、一般廃棄物は市町村に処理責任があり、産業廃棄物は事業者が自ら適正処理することを義務付けている。

なお、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムは、ごみ排出量の増大や質の多様化、最終処分場の逼迫や不法投棄などを生み出し、大きな問題となっている。近年は、限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した資源循環型社会に転換するという意識が高まる中で、ごみの減量化・リサイクルの推進が重要な課題となっている。

第 1 節 一般廃棄物

1 一般廃棄物の現況

(1) 一般廃棄物処理計画

廃掃法では、市町村は一般廃棄物処理計画を定

め、それに従って一般廃棄物を適正に処理するように規定している（第 6 条）。

本市においては、平成 26 年 3 月に平成 35 年度を目標年次とした「君津市一般廃棄物処理基本計画」を定めた。この計画は、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針とするもので、ごみ処理と生活排水処理に係る基本的方向を定めている。

ごみ処理に関しては、①市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築、②循環型社会のシステムづくりの二点を基本方針に掲げ、平成 35 年度までに 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 900 g / 人・日（平成 24 年度実績 999 g / 人・日に対して約 10%削減）とする減量化目標と、リサイクル率を 29.9%とする再資源化目標を設定した。

生活排水処理に関しては、①生活排水処理施設の整備、普及、②生活排水処理施設の利用促進の二点を基本方針に掲げ、平成 35 年度までに生活排水処理率を 70%以上とすることを目標に定めた。

(2) ごみ処理の現況

ごみ排出量の推移を表 13-1 及び図 13-1 に、リサイクル率の推移を図 13-2 に示す。

本市では、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、平成 12 年 10 月からごみの指定袋制度を柱とした新たなルールをスタートさせた。

指定袋制度では、世帯の構成人数に応じた容量の指定ごみ袋の無料引換券を配布し、袋が不足した場合は購入してもらうこととしている。

これにより、平成 25 年度のごみ排出量は 31,783 t となり、制度開始前の平成 11 年度（40,239 t）と比較すると、21.0%の減少となっている。

また、資源ごみの分別収集、直接溶融炉から発生するスラグ等の再資源化等により、平成 24 年度のリサイクル率は 28.2%で、県内自治体の中では 6 番目に高く、県全体のリサイクル率（23.4%）を上回っている。

(表 13-1) ごみ排出量の推移

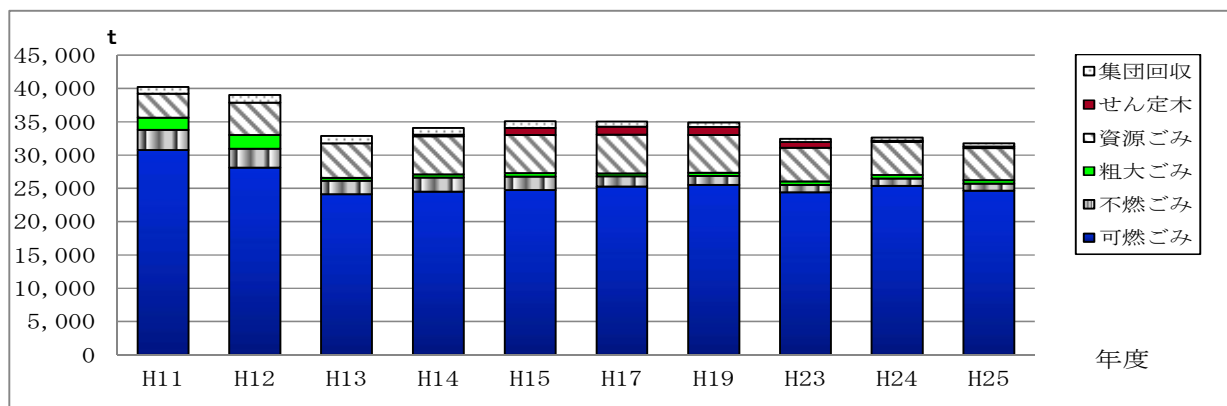
	H11	H12	H13	H14	H15	H17	H19	H23	H24	H25
可燃ごみ	30,780	28,151	24,134	24,489	24,730	25,281	25,524	24,395	25,401	24,616
		-8.5%	-21.6%	-20.4%	-19.7%	-17.9%	-17.1%	-20.7%	-17.5%	-20.0%
不燃ごみ	3,013	2,821	2,019	2,134	2,052	1,526	1,326	1,136	1,070	1,084
		-6.4%	-33.0%	-29.2%	-31.9%	-49.4%	-56.0%	-62.3%	-64.5%	-64.0%
粗大ごみ	1,784	2,041	410	487	532	476	479	505	546	569
		14.4%	-77.0%	-72.7%	-70.2%	-73.3%	-73.2%	-71.7%	-69.4%	-68.1%
小計	35,577	33,013	26,563	27,110	27,314	27,283	27,330	26,036	27,017	26,269
		-7.2%	-25.3%	-23.8%	-23.2%	-23.3%	-23.2%	-26.8%	-24.1%	-26.2%
資源ごみ	3,624	4,848	5,184	5,709	5,674	5,788	5,674	5,041	4,912	4,773
		33.8%	43.0%	57.5%	56.6%	59.7%	56.6%	39.1%	35.5%	31.7%
せん定木	未実施	未実施	未実施	246	1,099	1,193	1,184	860	202	253
	※ 平成11年度は未実施のため、比較数値なし									
小計	3,623	4,848	5,698	5,957	6,774	6,981	6,858	5,901	5,114	5,026
		33.8%	57.2%	64.4%	86.9%	92.7%	89.3%	62.9%	41.2%	38.7%
集団回収	1,038	1,150	1,146	1,004	1,032	750	672	495	489	488
		10.8%	10.4%	-3.3%	-0.6%	-27.7%	-35.3%	-52.3%	-52.9%	-53.0%
合計	40,239	39,011	32,893	34,070	35,120	35,015	34,861	32,432	32,620	31,783
		-3.1%	-18.3%	-15.3%	-12.7%	-13.0%	-13.4%	-19.4%	-18.9%	-21.0%

備考：1 上段は排出量（単位：t）、下段は平成11年度比減量化率。

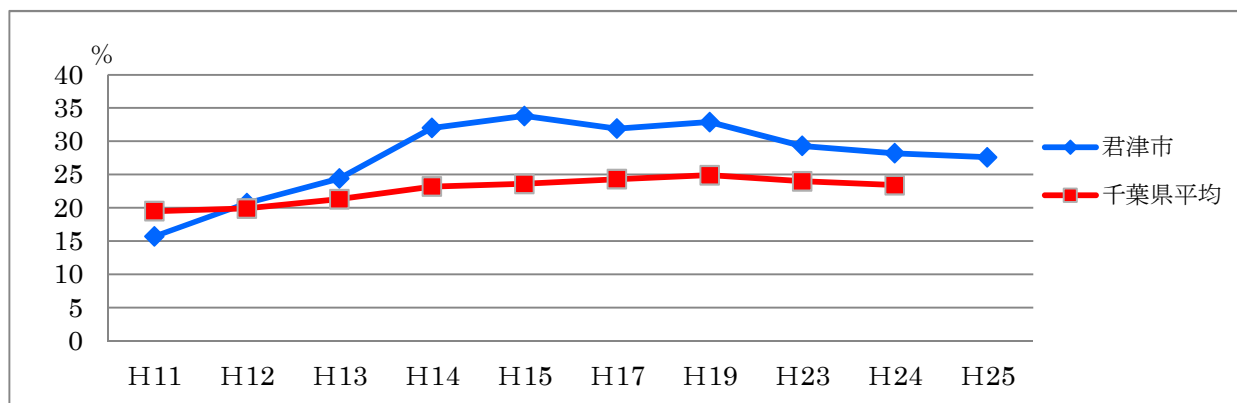
2 可燃ごみにはし尿脱水汚泥を含む。

3 不燃ごみには有害ごみ（乾電池等）を含む。

(図 13-1) ごみ排出量の推移（年度比較）



(図 13-2) リサイクル率の推移（年度比較）



(3) 君津地域広域廃棄物処理事業

本市を含めた君津地域 4 市の一般廃棄物の処理については、平成 10 年に 4 市と民間 3 社が出資して(株)かずさクリーンシステムを設立し、平成 14 年 4 月から直接熔融・資源化システムによる広域処理を開始した。

同施設は、ダイオキシン等の有害ガス成分の発生抑制に優れ、他方式に比べ処理対象物の制約も少なく、最終処分量も大幅に削減されるものである。1 日当たりの処理能力は、当初 200 t（100 t × 2 炉）であったが、第 2 期工事として 125 t 炉

を 2 炉増設したことにより、平成 18 年 4 月からは 450 t となっている。

本市では、資源化できるごみ以外のもの（不燃ごみと粗大ごみの破碎残渣、可燃ごみ、し尿脱水汚泥）を処理委託している（表 13-2）。また、熔融時に生成されるスラグやメタルは、舗装用骨材や重機のカウンターウエイトなどに再利用されている。これにより、従来の焼却処理と比べて再資源化が進み、搬入量に対する最終処分率は 3.4% 程度となっている。

(表 13-2) かずさクリーンシステムへの搬入量

(単位：t)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
搬入量（君津市分）	26,480	25,758	25,563	25,718	26,848	25,646
区 分	可 燃	25,690	24,990	24,745	24,900	26,238
	不燃・粗大残渣	581	561	518	609	277
	し尿脱水汚泥	209	207	300	209	333
搬入量（4 市分総量）	110,868	110,452	109,270	108,801	110,269	109,113

(4) し尿処理の現況

生し尿と浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者 5 社で業務に当たり、君津市衛生センター（昭和 48 年 10 月稼働）において中間処理を行っている。

平成 25 年度における衛生センターでの処理量は、20,031kℓ/年となっている（表 13-3）。

(表 13-3) 衛生センターのし尿処理量

(単位：kℓ)

年度	生し尿	浄化槽汚泥	合 計
H21	2,584	18,217	20,801
H22	2,412	18,606	21,018
H23	2,223	18,256	20,479
H24	2,040	18,071	20,111
H25	2,008	18,023	20,031

備考：1 浄化槽汚泥には、農業集落排水施設からの汚泥を含む。

2 大和田団地大型合併処理浄化槽汚泥は含まない。

(5) 合併処理浄化槽補助金制度

河川や湖沼、海域など公共用水域の水質保全と良好な生活環境づくりを進めるため、公共下水道等の計画区域外で合併処理浄化槽を設置する場合、市は、設置者に対して補助金を交付している。

当該補助制度は平成 4 年度から始まり、平成 25 年度末までの延べ補助基数は 1,403 基となっている。

2 資源循環型社会づくり

(1) ごみの減量化・リサイクルへの取組み

①君津市廃棄物減量等推進員

市民や自治会等との綿密な連携のもとに、地域に密着したごみステーションの清潔の保持、ごみの減量化及びリサイクルを推進していくためのボランティアリーダーとして、君津市廃棄物減量等推進員（456 名）を委嘱している。

②資源ごみ回収事業推進協力団体交付金

家庭から排出される資源ごみの分別収集活動を行っている自治会に対して、ごみステーションの管理に必要な備品・消耗品等の購入費や環境美化の啓発費として、収集量 1 kg 当たり 2.5 円の交付金を交付している。

③資源ごみ集団回収推進事業助成金

家庭から排出される資源ごみの集団回収活動を行っている自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA 等の市民団体に対して収集量 1 kg 当たり 2 円、資源回収業者の組合に対して収集量 1 kg 当たり 1 円の助成金を交付している。

④家庭用生ごみ処理機購入費の助成制度

ごみの減量化対策の一環として、平成 12 年度から家庭用生ごみ処理機（機械式）を購入する場合、その費用の一部を助成している。

助成対象は発酵、乾燥等の方法により、その容量を減少化、または堆肥化できる家庭用の機械であり、助成金額は購入額の 1/2（限度額 20,000 円）としている。

⑤生ごみ肥料化容器購入費の助成制度

生ごみの減量化対策として、生ごみ肥料化容器（コンポスト容器、EM 容器）を購入する方に対して、助成金を交付している。助成金額は購入額の 1/2（限度額 3,000 円）としている。

(2) 環境美化の推進

①君津市環境美化推進員

地域の環境美化の促進及び美観の保護に資する自主的奉仕活動を推進するため、君津市環境美化推進員（456 名）を委嘱している。

②環境美化の日の制定

空き缶やごみ等の散乱を防止し、よりよい地域環境を作るために「君津市まちをきれいにする条例」に基づき、毎年 5 月 30 日を基準日として、この日を中心とした前後の日曜日を「環境美化の日」と定め、「散乱ごみ一掃クリーン作戦」を実施している。

第2節 産業廃棄物

事業活動に伴って生じる産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理するか、自ら処理できない場合には、許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理することとされている。

また、処理業（収集運搬業、処分業）を行う場合は、知事の許可を受けなければならないこととされている。処理業者は、排出事業者が自ら行うべき処理を補完する立場にあり、委託された廃棄物を適正に処理する責務がある。

本市における産業廃棄物処理業者数を表 13-4 に示す。

国は、平成2年5月に「建設廃棄物処理ガイドライン」を策定し、産業廃棄物の処理を処理業者

に委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成することを義務付けた。

しかしながら、産業廃棄物の処理を巡っては、不法投棄や屋外焼却行為、最終処分場の残余容量の不足、処理施設の新設にあつては周辺住民等の理解、自然環境に与える影響など、様々な問題を抱えている。

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」及び「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」に関して千葉県と協定書を締結し、立入検査証の交付を受け、事業場の立入検査や不法投棄の監視パトロール等を実施している。

（表 13-4） 市内の産業廃棄物処理業者数

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

許可の種類	収	収・特	収・中	収・特・中	収・最	中	計
処理業者数	53	1	5	1	1	2	63

備考：「収」は収集運搬業、「特」は特別管理産業廃棄物処理業、「中」は中間処理業、「最」は最終処分業

第3節 不法投棄等

1 不法投棄

廃棄物の不法投棄は、周辺に民家等がない山間部の道路沿線や土地の管理が十分でない空き地で多く見られる。

本市では、平成2年10月に「君津市不法投棄監視員設置要綱」を制定し、市民の中から委嘱した10名の不法投棄監視員が市内を定期的に巡回し、不法投棄等を発見した場合は市に通報いただく仕組みを構築した。

さらに、平成15年4月からは、元警察官等を環境監視員として配置し、現在は3名体制で夜間も含めたパトロール等を行い、不法投棄や不適正処理の監視及び行為者に対する調査、指導を行っている。

市では、ほかにも不法投棄監視ウィーク（6月中旬頃）や年末廃棄物不法投棄防止運動の際にもパトロールを実施している。

なお、投棄者が判明した場合は、警察署と連携して厳しく対処するとともに、投棄者不明の場合は、土地所有者等に対して管理の徹底と、新たな不法投棄場所とならないための防護柵設置など、再発防止対策について要請している。

廃棄物不法投棄報告件数を表13-5及び図13-3に示す。

近年、不法投棄の報告件数は100件前後で横ばいであったが、平成25年度は85件となり、前年度に比べて減少した。

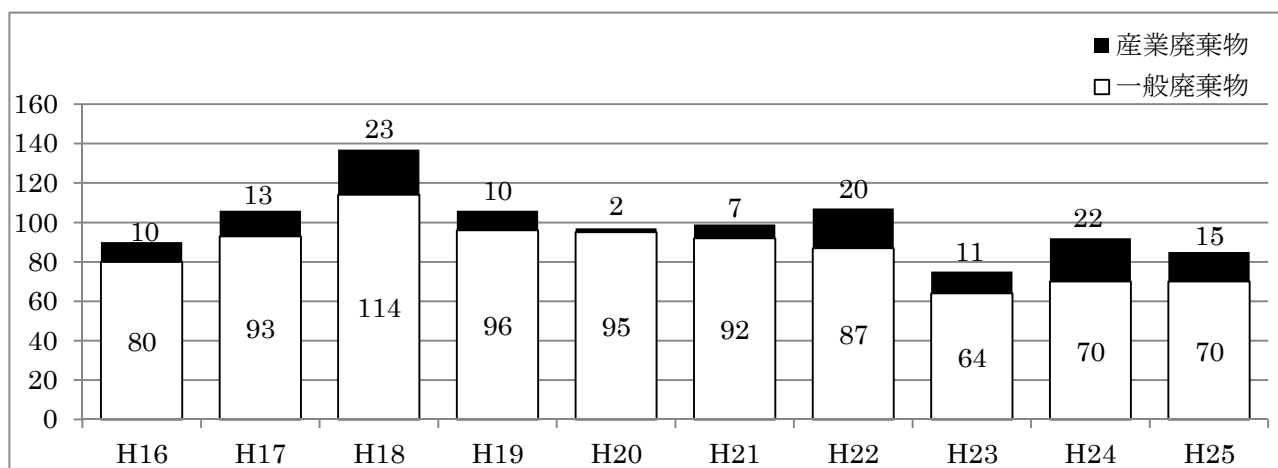
廃棄物の種別については大半が一般廃棄物であり、産業廃棄物については少ない状況である。

（表13-5） 廃棄物不法投棄報告件数

（単位：件）

種 別	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	不法投棄 監視員	苦情受付	不法投棄 監視員	苦情受付	不法投棄 監視員	苦情受付	不法投棄 監視員	苦情受付
1 一般廃棄物	37	50	40	24	59	11	34	36
粗大ごみ	16	28	16	10	22	6	12	7
粗大ごみ以外	21	22	24	14	37	5	22	29
2 産業廃棄物	6	14	4	7	16	6	8	7
建設廃材	2	7	1	6	2	3	0	4
金属類	0	0	0	0	3	0	1	1
タイヤ	4	2	1	1	6	1	1	2
その他	0	5	2	0	5	2	6	0
総 数	107		75		92		85	

(図 13-3) 廃棄物不法投棄報告件数の推移



2 放置自動車

路上や山間部、空き地等に長期間放置された自動車は、安易な撤去ができず、様々な障害を引き起こす。

このため、本市では平成 15 年 3 月に「君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定した。

条例では、放置自動車の通報を受けた場合は必要な調査を行い、放置自動車廃物判定委員会の判定を受けた上で処分等を行うこととしている。

条例による放置自動車の年度別受付台数は図 13-4 のとおりで、平成 22 年度以降は放置自動車の受付はない。

(図 13-4) 年度別受付台数

